

| | |
|-------------------------------|------------------------|
| 第 181 号 (令和 6 年 10 月 25 日 発行) | 発行日 5 日、15 日、25 日 |
| <h1>横浜市報</h1> | 発行所 |
| | 横浜市役所 |
| | 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 |

目 次

頁

[条例]

| | | |
|---|------------------------------|---|
| △ | 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】 | 3 |
|---|------------------------------|---|

[規則]

| | | |
|---|--|---|
| △ | 横浜市地域ケアプラザ条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局地域支援課】 | 4 |
|---|--|---|

[告示]

| | | |
|---|------------------------|---|
| △ | 指定納付受託者の指定【政策局財源確保推進課】 | 5 |
|---|------------------------|---|

| | | |
|---|---------------------|---|
| △ | 公印の廃止【総務局行政マネジメント課】 | 6 |
|---|---------------------|---|

| | | |
|---|------------------------------|---|
| △ | 指定納付受託者の指定【教育委員会事務局健康教育・食育課】 | 7 |
|---|------------------------------|---|

[公告]

| | | |
|---|-------------------------|---|
| △ | 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】 | 8 |
|---|-------------------------|---|

| | | |
|---|-------------------------|----|
| △ | 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 | 10 |
|---|-------------------------|----|

| | | |
|---|--|----|
| △ | 市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【こども青少年局南部児童相談所】 | 12 |
|---|--|----|

| | | |
|---|----------------------|----|
| △ | 有料施設の休場【みどり環境局戦略企画課】 | 15 |
|---|----------------------|----|

| | | |
|---|---------------------------|----|
| △ | 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 | 16 |
|---|---------------------------|----|

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| △ | 排水設備指定工事店の指定の効力の停止【下水道河川局管路保全課】 | 17 |
|---|---------------------------------|----|

| | | |
|---|-------------------------------------|----|
| △ | 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧【建築局都市計画課】 | 18 |
|---|-------------------------------------|----|

| | | |
|---|-------------|----|
| △ | 同【建築局都市計画課】 | 19 |
|---|-------------|----|

| | | |
|---|-------------|----|
| △ | 同【建築局都市計画課】 | 20 |
|---|-------------|----|

| | | |
|---|-------------|----|
| △ | 同【建築局都市計画課】 | 21 |
|---|-------------|----|

| | | |
|---|-------------|----|
| △ | 同【建築局都市計画課】 | 22 |
|---|-------------|----|

| | | |
|---|-------------|----|
| △ | 同【建築局都市計画課】 | 23 |
|---|-------------|----|

| | | |
|---|-------------------------------------|----|
| △ | 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 | 24 |
|---|-------------------------------------|----|

| | | |
|---|-------------|----|
| △ | 同【建築局都市計画課】 | 25 |
|---|-------------|----|

| | | |
|---|-------------|----|
| △ | 同【建築局都市計画課】 | 26 |
|---|-------------|----|

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| △ | 横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 | 27 |
|---|---------------------------------------|----|

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| △ | 横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 | 28 |
|---|-------------------------------|----|

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| △ | 横浜国際港都建設計画病院の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 | 29 |
|---|-------------------------------|----|

| | | |
|---|--|----|
| △ | 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 | 30 |
|---|--|----|

| | | |
|---|-------------------------|----|
| △ | 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 | 31 |
|---|-------------------------|----|

| | | |
|---|-------------------------------------|----|
| △ | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置命令【建築局建築指導課】 | 32 |
|---|-------------------------------------|----|

| | | |
|---|--|----|
| △ | 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】 | 33 |
|---|--|----|

| | | |
|---|-------------------------|----|
| △ | 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 | 34 |
|---|-------------------------|----|

| | | |
|---|-------------|----|
| △ | 同【建築局調整区域課】 | 35 |
|---|-------------|----|

| | | |
|---|-------------|----|
| △ | 同【建築局調整区域課】 | 36 |
|---|-------------|----|

| | | |
|---|-------------|----|
| △ | 同【建築局調整区域課】 | 37 |
|---|-------------|----|

| | | | |
|------------|--|-----------------------|----|
| △ | 同 | 【建築局調整区域課】 | 38 |
| △ | 建築基準法に基づく道路の位置の指定 | 【建築局調整区域課】 | 39 |
| △ | 同 | 【建築局調整区域課】 | 40 |
| △ | 同 | 【建築局調整区域課】 | 41 |
| △ | 同 | 【建築局調整区域課】 | 42 |
| △ | 建築基準法に基づく道路の廃止 | 【建築局建築指導課】 | 43 |
| △ | 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止 | 【建築局建築指導課】 | 44 |
| △ | 市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可 | 【都市整備局市街地整備調整課】 | 45 |
| △ | 新綱島駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧 | 【都市整備局市街地整備調整課】 | 46 |
| △ | 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 1 期地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定 | 【都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所】 | 47 |
| [区公告] | | | |
| △ | 自動車臨時運行許可番号標の失効 | 【都筑区総務課】 | 48 |
| △ | 同 | 【港北区総務課】 | 49 |
| △ | 土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧 | 【中区区政推進課】 | 52 |
| △ | 横浜市たかたコミュニティハウスの指定管理者の指定 | 【港北区地域振興課】 | 53 |
| [消防局] | | | |
| △ | 消防法に基づく措置命令 | 【西消防署総務・予防課】 | 54 |
| [交通局] | | | |
| △ | 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程 | 【自動車本部営業課】 | 55 |
| △ | 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託 | 【自動車本部営業課】 | 57 |
| △ | 職員の懲戒処分 | 【人事課】 | 58 |
| [市選挙管理委員会] | | | |
| △ | 直接請求に必要な選挙権を有する者の数 | 【選挙課】 | 59 |
| [正誤] | | | 61 |

条例

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第 51 号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 95 号中「第 18 条第 24 項第 1 号」を「第 18 条第 38 項第 1 号」に改め、同条第 125 号の 3 及び第 125 号の 5 中「第 18 条第 10 項」を「第 18 条第 11 項」に改め、同条第 134 号中「第 18 条第 4 項ただし書」を「第 18 条第 5 項ただし書」に改め、「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同条第 139 号の 2 中「第 18 条第 24 項第 2 号」を「第 18 条第 38 項第 2 号」に改め、同条第 139 号の 5 から第 139 号の 7 までの規定中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同条第 139 号の 8 中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改め、同条第 139 号の 9 イ(ア)、第 139 号の 10 イ(ア)、第 139 号の 12 イ、第 139 号の 14 イ、第 139 号の 19 イ、第 139 号の 22 イ、第 139 号の 27 イ及び第 139 号の 30 イ中「第 18 条第 10 項」を「第 18 条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 134 号の改正規定（「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

規則

横浜市地域ケアプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 82 号

横浜市地域ケアプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市地域ケアプラザ条例施行規則（平成 3 年 11 月横浜市規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法第 53 条第 1 項本文」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 385 号

指 定 納 付 受 託 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 231 条 の 2 の 3 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 指 定 納 付 受 託 者 を 指 定 し た 。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

| 指 定 納 付 受 託 者 の 名 称 | 指 定 納 付 受 託 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 | 指 定 納 付 受 託 者 に 納 付 さ せ る 歳 入 | 指 定 納 付 受 託 者 に 歳 入 を 納 付 さ せ る 期 間 |
|---------------------|---|--|---|
| 株 式 会 社 DMC aizu | 福 島 県 耶 麻 郡 猪 苗 代 町 字 葉 山 7,105 番 地 | イ ン タ ー ネ ッ ト を 利 用 し て 納 付 す る 横 浜 市 へ の 寄 附 金 | 令 和 6 年 11 月 1 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で |

横浜市告示第 386 号

公印の廃止

次のとおり公印を廃止する。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

| 公印の名称 | 廃止年月日 | 印影 |
|------------------------|---------------------|---|
| 横浜市建築局長印（ 計画通知業務専用） | 令和 6 年 10 月 25 日 |  (方 21 ミリメートル) |

横浜市告示第 387 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

| 指定納付受託者の名称 | 指定納付受託者の主たる事務所の所在地 | 指定納付受託者に納付させる歳入 | 指定納付受託者を指定した年月日 |
|------------------------|--|-----------------------------------|-----------------|
| 株式会社メタ ップスペイ メント | 東京都港区港 南二丁目 16 番 5 号 NBF 品 川タワー 5 階 | 横浜市中学校 給食費及び横 浜市小学校昼 食代金 | 令和 6 年 4 月 1 日 |

公 告

横浜市公告第 547 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

| 届出事項 | 届出内容 |
|---|---|
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | (仮称) ライフセレクト NEW 横浜本店 戸塚区平戸町 100 番地 |
| 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野善紀 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野善紀 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号 |
| 大規模小売店舗の新設をする日 | 令和 7 年 6 月 10 日 |
| 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | 12,652 m ² |
| 駐車場の位置及び収容台数 | 位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 659 台 |
| 駐輪場の位置及び収容台数 | 位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 118 台 |
| 荷さばき施設の位置及び面積 | 位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 431.00 m ² |
| 廃棄物等の保管施設の | 位置 届出書の添付図面記載のとおり |

| | |
|-------------------------------|--|
| 位置及び容量 | 容量 38.60 m ³ |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで |
| 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 数 入口 2 か所、出口 2 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり |
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前 6 時から午後 11 時まで |

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和 6 年 10 月 9 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 548 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で、同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

な お、こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は、こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に、横 浜 市 長 に 対 し、意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

シ ャ ル 鶴 見

鶴 見 区 鶴 見 中 央 一 丁 目 1 番 1 号 ほ か

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社

代 表 取 締 役 喜 勢 陽 一

東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 2 丁 目 2 番 2 号

(3) 変 更 し た 事 項

| 変 更 し た 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---|---|---|
| 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名 | 東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 代 表 取 締 役 深 澤 祐 二 東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 2 丁 目 2 番 2 号 | 東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 代 表 取 締 役 喜 勢 陽 一 東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 2 丁 目 2 番 2 号 |
| 大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名 | 株 式 会 社 ヴ ィ ・ ド ・ フ ラ ン ス 代 表 取 締 役 村 上 知 義 東 京 都 千 代 田 区 岩 本 町 3 丁 目 10 番 1 号 ほ か 53 者 | 株 式 会 社 ヴ ィ ・ ド ・ フ ラ ン ス 代 表 取 締 役 伊 達 宏 和 東 京 都 千 代 田 区 岩 本 町 3 丁 目 10 番 1 号 ほ か 42 者 |

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 6 年 4 月 1 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

設 置 者 の 代 表 者 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令 和 6 年 10 月 7 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 549 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 10 月 25 日

契約事務受任者

横浜市こども青少年局長 福島 誠也

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

| 物件番号 | 所在 | 施設名 | 貸付面積 (m ²) |
|-----------|-------------------------|-----------------------|----------------------------|
| 06-17-001 | 港南区丸山台 1 丁目 9 番 10 号 | 横浜市南部児童相談所 (3 階受付前) | 0.98 |

(3) 最低貸付料 (年額)

物件番号 06-17-001 37,200 円

(4) 貸付期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで (5 年間)

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件 (入札物件) に飲料 (酒税法 (昭和 28 年法律第 6 号) による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。) 等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業 (以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。) を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 5 年度及び令和 6 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
 - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
 - (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
 - (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反した者でないこと。
- 3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 14 日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 交付時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）
 - (3) 交付場所
港南区丸山台 1 丁目 9 番 10 号
横浜市南部児童相談所庶務担当
電話 045(349)0122
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間
3 の(1)と同様
 - (2) 受付時間
3 の(2)と同様
 - (3) 受付場所
3 の(3)と同様
- 5 入札日時及び場所
令和 6 年 12 月 3 日 午前 11 時
港南区丸山台 1 丁目 9 番 10 号
横浜市南部児童相談所 4 階会議室 2
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第 7 条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める貸借契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 550 号

有料施設の休場

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、有料施設の休場期間を次のように定めた。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

| 有料施設の名称 | 所在地 | 休場する期間 |
|----------|--------|---|
| 横浜公園の野球場 | 中区横浜公園 | 令和 6 年 11 月 25 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで |

横 浜 市 公 告 第 551 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

| 変 更 年 月 日 | 指 定 番 号 | 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 営 業 所 所 在 地 |
|---------------------|------------|---------------------------------|-----------|---|
| 令 和 6 年 5 月 15 日 | 11705 | 株 式 会 社 東 和 商 会 相 模 原 支 店 | 野 田 昌 宏 | (新) 相 模 原 市 中 央 区 緑 が 丘 1 丁 目 32 番 30 号 |
| | | | | (旧) 相 模 原 市 中 央 区 中 央 4 丁 目 5 番 9 号 |

横 浜 市 公 告 第 552 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 効 力 の 停 止

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 効 力 を 停 止 し た 。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

| 指 定 番 号 | 名 称 | 営 業 所 所 在 地 | 停 止 年 月 日 |
|---------|----------------------|---------------------------|-----------------|
| 30598 | 株 式 会 社 ア ー ル イ ー | 中 区 相 生 町 1 丁 目 15 番 地 | 令 和 6 年 9 月 1 日 |

横浜市公告第 553 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
羽沢町具行特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
神奈川区羽沢町地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 554 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
今川町西特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
旭区今川町地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 555 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
金が谷特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
旭区金が谷及び今宿一丁目地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 556 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
川井宿町特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
旭区川井宿町地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 557 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
長尾台町特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
栄区長尾台町地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 558 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
中田東一丁目特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
泉区中田東一丁目地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 559 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
追分特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
旭区矢指町地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 560 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
大倉山特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
港北区大倉山二丁目地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 561 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
長津田町長月特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
緑区長津田町地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 562 号

横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区の変更案の
縦覧

横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区
円海山近郊緑地特別保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
磯子区氷取沢町及び金沢区釜利谷町地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 563 号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・11号環状3号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
港南区港南台八丁目地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
港南区港南台六丁目地内
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 564 号

横浜国際港都建設計画病院の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画病院の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画病院
第 1 号南部地域総合病院
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
港南区港南台八丁目地内
 - (2) 削除する部分
港南区港南台三丁目地内
 - (3) 変更する部分
なし
- 3 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横 浜 市 公 告 第 565 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、い ず み タ ウ ン 金 沢 文 庫 建 築 協 定 の 認 可 申 請 が あ っ た の で、次 の
と お り、同 法 第 71 条 の 規 定 に 基 づ き 関 係 人 の 縦 覧 に 供 す る と と も に
、同 法 第 72 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 を 行 う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ た い 者 は、縦 覧
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な
け れ ば な ら ない。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間
令 和 6 年 10 月 25 日 か ら 令 和 6 年 11 月 25 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間
午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日
令 和 6 年 12 月 10 日 午 前 10 時 00 分
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所
金 沢 区 役 所 6 階 2 号 会 議 室
金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 9 番 1 号

横 浜 市 公 告 第 566 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 南 舞 岡 一 丁 目 ・ 二 丁 目 住 宅 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表
示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 567 号

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置命令

次の建物は、空家等対策に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められるが、その所有者に対し、同法第 22 条第 3 項の規定に基づき、次の措置をとることを命じたため、同法第 22 条第 13 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 対象となる特定空家等

所在地 西区浅間台 104 番地の 7

用途 一戸建ての住宅

2 措置の内容

- (1) 1 に記載の建物（以下「本件建物」という。）を全部除却（除却の支障となる樹木の除却も含む。）すること。
- (2) 本件建物の敷地西側に設置されているブロック塀のうち、傾斜している部分（以下「本件ブロック塀」という。）を除却すること。
- (3) 本件建物内部又は本件建物の敷地に存する動産等については、措置の期限までに運び出し、関係法令に従って適切に処理すること。

3 命ずるに至った事由

本件建物は、主要な構造部材である柱梁の接合部の外れや柱の折れ等建物全体の老朽化が著しく進行し、また本件ブロック塀は、道路側に対して著しく傾斜しており、このまま放置すれば本件建物や本件ブロック塀の倒壊により、近隣住民等に危害を及ぼす可能性が高い状態にあるため。

4 措置の期限

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市公告第 568 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定
 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

| 認定年月日 | 認定番号 | 一 団 地 | 申 請 者 |
|--------------------|----------|--------------------------|-------------------|
| 令和 6 年 10 月 9 日 | 第 1120 号 | 保土ヶ谷区岩井町 123 番の 24 ほか | 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 |

横 浜 市 公 告 第 569 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 14 日 第 2023 開 813 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 8 番 地 の 9
テ イ ケ イ ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 桐 田 哲 也
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 市 沢 町 154 番 の 1 か ら 154 番 の 17 ま で 、 154 番 の 19 、 167
番 の 4 の 一 部 、 168 番 の 2 、 169 番 の 4 、 169 番 の 5 、 175 番 の
4 の 一 部 及 び 1,279 番 の 39

横 浜 市 公 告 第 570 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 1 月 16 日 第 2023 開 1114 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 篠 原 町 1,342 番 の 1 、 1,342 番 の 26 、 1,342 番 の 44 、 1,
342 番 の 46 の 一 部 及 び 1,342 番 の 47 か ら 1,342 番 の 52 ま で

横 浜 市 公 告 第 571 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 1 月 17 日 第 2023 開 1717 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 渋 谷 区 南 平 台 町 5 番 6 号
東 急 株 式 会 社
取 締 役 社 長 堀 江 正 博
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 大 場 町 337 番 の 1 及 び 337 番 の 15 か ら 337 番 の 22 ま で

横 浜 市 公 告 第 572 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 5 月 15 日 第 2024 開 202 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 羽 沢 町 917 番 の 1 、 917 番 の 32 の 一 部 、 917 番 の 33 、
917 番 の 43 の 一 部 及 び 917 番 の 60 か ら 917 番 の 72 ま で

横 浜 市 公 告 第 573 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 5 月 31 日 第 2024 開 1403 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1
株 式 会 社 真 和 産 業
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 宮 沢 二 丁 目 43 番 の 1 、 43 番 の 2 の 一 部 、 43 番 の 14 及 び 43
番 の 21 か ら 43 番 の 25 ま で

横浜市公告第 574 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 1 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 10 月 15 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
15.09 m
- 5 指定の場所
鶴見区駒岡四丁目 2,266 番の 3
- 6 申請者の氏名
株式会社レイナハウス
代表取締役 松本 茂 人

横 浜 市 公 告 第 575 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 3 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 10 月 9 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
13.82 m
- 5 指 定 の 場 所
西 区 御 所 山 町 61 番 の 2
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広

横浜市公告第 576 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 12 ・ 4 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 10 月 15 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
23.00 m
- 5 指定の場所
緑区長津田町 2,217 番の 4
- 6 申請者の氏名
株式会社成建
代表取締役 常盤孝一

横 浜 市 公 告 第 577 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 12 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 10 月 11 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
42.80 m
- 5 指 定 の 場 所
緑 区 三 保 町 2,400 番 の 2 、 2,400 番 の 7 、 2,400 番 の 13 、 2,400
0 番 の 14 及 び 2,405 番 の 5
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 T A K I H O U S E
代 表 取 締 役 奥 山 武 志

横 浜 市 公 告 第 578 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 10 月 8 日

2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 す る 道 路 の 延 長

10.40 m

4 廃 止 の 場 所

鶴 見 区 岸 谷 一 丁 目 208 番 の 8 、 208 番 の 14 及 び 208 番 の 15 の 各
一 部

横浜市公告第 579 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 38・99 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 10 月 9 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
100.00 m
- 5 廃止の場所
港北区新羽町 1,984 番の 10 地先から 1,871 番の 13 地先まで

横浜市公告第 580 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
新綱島駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成 30 年 11 月 15 日から令和 6 年 10 月 31 日まで
- 3 施行地区
港北区綱島東一丁目 813 番の 1、813 番の 4 から 813 番の 6 ま
で、875 番の 2、875 番の 4、972 番の 2、974 番の 1、976 番
、976 番の 1、977 番、978 番の 1、1,169 番の 3、1,174 番の
1、1,174 番の 4、1,174 番の 9、1,262 番の 7、1,262 番の 11
及び 1,262 番の 12
- 4 事務所の所在地
港北区綱島西一丁目 8 番 9 - 402 号
- 5 設立認可の年月日
平成 30 年 11 月 15 日
- 6 変更の内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|--------|--|---|
| 事業施行期間 | 平成 30 年 11 月 15 日から 令和 6 年 10 月 31 日まで | 平成 30 年 11 月 15 日から 令和 7 年 9 月 30 日まで |
| 施行地区 | 港北区綱島東一丁目 813 番の 1、813 番の 4 から 813 番の 6 ま で、875 番の 2、875 番の 4、972 番の 2、974 番の 1、976 番、976 番の 1、977 番、978 番の 1、1,169 番の 3 、1,174 番の 1、1,17 4 番の 4、1,174 番の 9、1,262 番の 7、1, 262 番の 11 及び 1,262 番の 12 | 港北区綱島東一丁目 813 番の 1、1,169 番の 3、1,174 番の 9 |

- 7 定款及び事業計画変更の認可年月日
令和 6 年 10 月 25 日

横浜市公告第 581 号

新綱島駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の
変更認可に係る関係図書縦覧

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 2 項において準用
する同法第 19 条第 1 項の規定により、新綱島駅前地区市街地再開発
組合の定款及び事業計画について変更認可の公告をしたので、同条
第 4 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

港北区綱島西一丁目 8 番 9 - 501 号

横浜市都市整備局市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日
及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定す
る休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

横浜市公告第 582 号

横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 1 期地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定
横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 1 期地区土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。
その関係図書は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 10 項の規定により、横浜市都市整備局市街地整備部二ツ橋北部土地区画整理事務所において公衆の縦覧に供する。
令和 6 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 土地区画整理事業の名称
横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 1 期地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
横浜市
- 3 施行地区
瀬谷区二ツ橋町及び東野の各一部
- 4 事業施行期間
平成 27 年 8 月 25 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
- 5 事務所の所在地
瀬谷区二ツ橋町 467 番 23
- 6 事業計画の決定の年月日
平成 27 年 8 月 25 日
- 7 事業計画変更年月日
令和 6 年 10 月 25 日
- 8 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

区 公 告

都 筑 区 公 告 第 98 号 (令 和 6 年 10 月 15 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 6 年 10 月 15 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 々 田 賢 一

| 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号 | 失 効 年 月 日 |
|--------------------------------|------------------|
| 横 40 - 03 浜 横 浜 | 令 和 6 年 9 月 29 日 |

港北区公告第 238 号（令和 6 年 10 月 16 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 10 月 16 日

横浜市港北区長 竹 下 幸 紀

| 自動車臨時運行 許可番号標番号 | 失効年月日 |
|-------------------------|-----------------|
| 横 30 - 07 浜 横浜 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 横 30 - 22 浜 横浜 | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 横 30 - 25 浜 横浜 | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 横 30 - 26 浜 横浜 | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 横 30 - 28 浜 横浜 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 横 30 - 47 浜 横浜 | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 横 30 - 50 浜 横浜 | 平成 29 年 4 月 1 日 |
| 横 30 - 58 浜 横浜 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 48 浜 横浜 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 52 浜 横浜 | 平成 30 年 4 月 1 日 |

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 横 41 - 54 浜 横浜 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 59 浜 横浜 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 60 浜 横浜 | 平成 29 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 61 浜 横浜 | 平成 30 年 3 月 1 日 |
| 横 41 - 63 浜 横浜 | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 69 浜 横浜 | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 73 浜 横浜 | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 74 浜 横浜 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 75 浜 横浜 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 76 浜 横浜 | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 79 浜 横浜 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 横 41 - 83 浜 横浜 | 平成 31 年 4 月 1 日 |

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 横 41 - 85 浜 横 浜 | 平 成 31 年 4 月 1 日 |
| 横 75 - 28 浜 横 浜 | 平 成 31 年 4 月 31 日 |
| 横 75 - 34 浜 横 浜 | 平 成 31 年 4 月 1 日 |
| 横 75 - 37 浜 横 浜 | 平 成 31 年 4 月 1 日 |

中区公告第 218 号

土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき神奈川県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、この事業の認定について利害関係を有する者は、同法第 23 条の規定に基づき、縦覧期間内に限り神奈川県知事に土地収用法施行規則第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、又、同法第 25 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に神奈川県知事に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市中区長 小林 英 二

- 1 起業者の名称
横浜高速鉄道株式会社
- 2 事業の種類
みなとみらい 21 線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
中区山手町地内及び新山下一丁目地内
 - (2) 使用の部分
中区元町 1 丁目地内、山手町地内、新山下一丁目地内及び新山下二丁目地内
- 4 縦覧場所
中区日本大通 35 番地
横浜市中区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 11 月 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）

港北区公告第 233 号

横浜市たかたコミュニティハウスの指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に
 基づき、横浜市たかたコミュニティハウスの指定管理者として、次
 の者を指定した。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市港北区長 竹 下 幸 紀

| 指定管理者 | | 指定の期間 |
|-----------------|-------------------------------------|--|
| 所在地 | 名称 | |
| 緑区中山二丁目 1 番 1 号 | 一般社団法人緑区 区民利用施設協会 理事長 臼井孝一 | 横浜市たかたコミュニティハウスの供用開始の日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

消防局

西消防署公告第 6 号（令和 6 年 10 月 16 日 掲 示 済）

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項の規定に違反しているので、消防法第 8 条第 3 項の規定に基づき、次の措置を講ずることを命じた。

令和 6 年 10 月 16 日

横浜市西消防署長 和 知 治

- 1 防火対象物の所在地
西区平沼一丁目 3 番 10 号
- 2 防火対象物の名称
横浜ユニハイムビル
- 3 命令を受けた者の氏名
横浜ユニハイムビル管理組合
理事長 眞 壁 美 明
- 4 措置事項
令和 6 年 11 月 16 日までに、防火管理者を定めること。
- 5 命令年月日
令和 6 年 10 月 16 日

交通局

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 23 号

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 27 年 12 月交通局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条及び第 26 条中「、中山駅前発売所」を削る。

第 22 条及び第 23 条中「東日本旅客鉄道株式会社（JR）」を「東日本旅客鉄道株式会社等（JR）」に改める。

第 22 条第 2 号オ中「700 時間以上」の次に「で、管理者が発売認定したもの」を加える。

第 22 条の 2 第 1 号イの(ア)及び(イ)中、「の生徒」の前に「で、管理者が発売認定したもの」を加える。

第 64 条第 1 項ただし書きを削る。

別表 1 中

（備考）特殊系統の普通乗車料金及び区間は次のとおりとする。

第 40 系統 若葉台中央～長津田駅前線

【大人】

| | | | |
|-----------|-----|-----------|-------|
| | | 長津田 駅前 | |
| | 公園前 | 180 | 現金 |
| | | 178 | ICカード |
| 若葉台 中央 | 220 | 220 | 現金 |
| | 220 | 220 | ICカード |

【小児】

| | | | |
|-----------|-----|-----------|-------|
| | | 長津田 駅前 | |
| | 公園前 | 90 | 現金 |
| | | 89 | ICカード |
| 若葉台 中央 | 110 | 110 | 現金 |
| | 110 | 110 | ICカード |

若葉台中央～公園前：均一料金適用区間

を次のように改める。

（備考）特殊系統の普通乗車料金及び区間は次のとおりとする。

削除

同表中

（特別系統）

| 種 類 | | 料 金 |
|-----|----|-------|
| | 大人 | 現金 |
| | | 650 円 |

| | | | |
|-------------------|----|-------|------|
| 普通乗車券 | 小児 | ICカード | 650円 |
| | | 現金 | 330円 |
| 身体障害者等割引 普通乗車券 | 大人 | ICカード | 325円 |
| | | 現金 | 330円 |
| | 小児 | 現金 | 170円 |
| | | ICカード | 163円 |

を次のように改める。

(特別系統)

削除

附 則

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

交通局告示第 12 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 で準用する
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定によ
り、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した
。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

| 指定公金事務取扱者の名称 | 指定公金事務取扱者の所在地 | 指定公金事務取扱者に係る業務委託する業務の範囲 | 指定公金の取扱日 | 収納事務を委託した日 | 指定公金取扱者の指定期間 |
|-----------------------------|----------------------------------|---|--------------------|--------------------|--------------|
| 株式会社 アット コハマ | 神奈川県 栄地区 栄 1 丁目 7 番地 | 1 地域限定 乗車券の 販売に係 る収入 2 地域限定 乗車券の 払戻し手 続に係る 料金 | 令和 6 年 10 月 1 日 | 令和 6 年 10 月 1 日 | — |
| 三菱地所 ホテルズ & ツ株式 会社 | 東京都 港区 青山 1 丁 目 1 番 1 号 | 地域限定 乗車券の 販売に係 る収入 | 令和 6 年 9 月 17 日 | 令和 6 年 9 月 17 日 | — |

交通局公告第 6 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項各号の規定により、次の者を令和 6 年 9 月 27 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

| 所属又は補職 | 職名 | 氏名 | 処分の内容 |
|--------------|------|---------|---------|
| 自動車本部港南営業所 | 運輸職員 | 三 次 俊 宏 | 停職 2 箇月 |
| 自動車本部浅間町営業所 | 運輸職員 | 出 村 直 也 | 停職 45 日 |
| 自動車本部保土ヶ谷営業所 | 運輸職員 | 小 椋 敦 | 減給 1 号 |

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 9 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

| | |
|--|-------------|
| 50 分の 1 の数 | 62,771 人 |
| 6 分の 1 の数 | 523,089 人 |
| 3 分の 1 の数 | 1,046,177 人 |
| 選挙区ごとの 3 分の 1 の数 | |
| 鶴見区 | 80,223 人 |
| 神奈川区 | 68,574 人 |
| 西区 | 29,243 人 |
| 中区 | 40,588 人 |
| 南区 | 55,799 人 |
| 港南区 | 60,406 人 |
| 保土ケ谷区 | 57,147 人 |
| 旭区 | 68,694 人 |
| 磯子区 | 46,122 人 |
| 金沢区 | 54,968 人 |
| 港北区 | 99,751 人 |
| 緑区 | 50,344 人 |
| 青葉区 | 85,863 人 |
| 都筑区 | 58,428 人 |
| 戸塚区 | 78,331 人 |
| 栄区 | 34,576 人 |
| 泉区 | 42,692 人 |
| 瀬谷区 | 34,434 人 |
| 総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得 | |

た 数

492,317 人

正誤

令和 6 年定期第 179 号 23 ページ上から 20 行目「株式会社伊佐衛門」は「株式会社伊左衛門」の誤り。